

山口県報

平成24年
5月8日
(火曜日)

目次

告示

土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....一

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(港湾課).....一

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....二

特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課).....二

平成二十四年度登録販売者試験の実施(薬務課).....五

シルバー人材センター連合の名称の変更の届出(労働政策課).....六

土地改良区役員の届出(農村整備課).....六

開発行為に関する工事了了(建築指導課).....六

人委公告

平成二十四年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施.....七

平成二十四年度山口県保健師採用試験の実施.....七

山口県告示第百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十四年五月八日

山口県知事 二井 関成



- 一 区域の名称
- 伊陸(一七)、伊陸(一八)、伊陸(一九)、伊陸(二〇)、伊保庄(二一)、伊保庄(二二)、伊保庄(二三)、伊保庄(二四)、伊保庄(二五)、伊保庄(二六)、伊保庄(二七)、伊保庄(二八)、伊保庄(二九)、伊保庄(三〇)、伊保庄(三一)、伊保庄(三二)、伊保庄(三三)、伊保庄(三四)、伊保庄(三五)、大島(三六)、柳井(三七)、柳井(三八)、柳井(三九)、柳井(四〇)、余田(四一)、余田(四二)、余田(四三)、余田(四四)、余田(四五)、余田(四六)、余田(四七)、余田(四八)、余田(四九)、余田(五〇)、余田(五一)、余田(五二)、余田(五三)、余田(五四)、余田(五五)、余田(五六)、余田(五七)、余田(五八)、余田(五九)、余田(六〇)、余田(六一)、余田(六二)、余田(六三)、余田(六四)、余田(六五)、余田(六六)、余田(六七)、余田(六八)、余田(六九)、余田(七〇)、余田(七一)、余田(七二)、余田(七三)、余田(七四)、余田(七五)、余田(七六)、余田(七七)、余田(七八)、余田(七九)、余田(八〇)、余田(八一)、余田(八二)、余田(八三)、余田(八四)、余田(八五)、余田(八六)、余田(八七)、余田(八八)、余田(八九)、余田(九〇)、余田(九一)、余田(九二)、余田(九三)、余田(九四)、余田(九五)、余田(九六)、余田(九七)、余田(九八)、余田(九九)、余田(一〇〇)。
- 二 区域の範囲
- 次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び柳井市建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、宇部港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十四年五月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 宇部港廃棄物埋立護岸築造工事(第一工区)
- (一) 工事場所 宇部市大字沖宇部字沖ノ山地区
- (二) 工事の概要

工	種	延	長
基礎工		一九三メートル	
本体工		一五四メートル	

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十四年五月七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者が土木一式工事について総合評定値の通知を受けていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部港湾管理事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十四年五月八日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十四年六月四日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部港湾管理事務所(電話〇八三六―三三―

三三三―一)にすること。



(二一六) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十四年五月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年五月八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人障害者自立就労支援メッセーシ花くじら

代 表 者 の 氏 名 石田 真

主たる事務所の所在地 下関市横野町四丁目二番一四号

(二一七) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年五月八日

山口県知事 二井 関成

一 特別保護地区の名称

寂地山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

三 特別保護地区の存続期間
 平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分
 森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的
 当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、シジュウカラ、ヒガラ、コガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間
 平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所
 山口県岩国農林事務所

(一) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 特別保護地区の名称
 十種ヶ峯鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域
 十種ヶ峯鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二五ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間
 平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分
 森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的
 当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、ツグミ、ホオジロ、イワツバメ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間
 平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所
 山口県山口農林事務所

(一) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 特別保護地区の名称
 常栄寺鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域
 常栄寺鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 五ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間
 平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分
 森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的
 当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、カラヒワ、コゲラ、ツバメ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間
 平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所
 山口県山口農林事務所

(一) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 特別保護地区の名称
 禅昌寺山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域
 禅昌寺山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間
 平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分
 身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的
 当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、カラヒワ、コゲラ、ツバメ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間
 平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所
 山口県山口農林事務所

(一) 「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。

一 特別保護地区の名称
 常栄寺鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域
 常栄寺鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 五ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間
 平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

五 縦覧の期間
 平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

三

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、ヤマガラ、シロハラ、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

秋吉台鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

秋吉台鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 六〇ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、コシアカツバメ、ウグイス、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所

山口県美祢農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(一)

一 特別保護地区の名称

豊田湖鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

豊田湖鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一一ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、メジロ、ウグイス、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

清末、小月鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

清末、小月鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 七ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び中学校を有し、ツバメ、エナガ、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

火の山、霊鷲山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

火の山、霊鷲山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三七ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、メジロ、シジュウカラ、コゲラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 特別保護地区の名称

角島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

角島鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三〇ヘクタール)

三 特別保護地区の存続期間

平成二十四年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

集団渡来地

(二) 指定の目的

当該区域は、ウミウをはじめとする多くの鳥類が越冬のため渡来しており、鳥類の休息地として特に良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

平成二十四年五月八日から同年五月二十一日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(二二八) 平成二十四年度登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成二十四年五月八日

山口県知事 二井 関成

一 試験の日時

平成二十四年八月二十二日(水曜日)午前十時から正午まで及び午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市吉田一六七七番地の一
山口大学

三 受験願書の受付期間

平成二十四年五月二十八日(月曜日)から同年六月八日(金曜日)まで(郵送の場合)、六月八日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先
最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一) 山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

五 提出書類
なお、郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書すること。

(一) 受験願書
(二) 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第五百九条の五第二項各号のいずれかに該当することを証する書類

(三) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

六 受験手数料
一万四千元に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等
(一) 合格者の発表は、平成二十四年十月九日(火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行つので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他
(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験」と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三―九三三―三〇二〇)にすること。

(二一九) シルバー人材センター連合の名称の変更の届出

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十五条において準用する同法第四十一条第四項の規定により、次のとおりシルバー人材センター連合の名称を変更する旨の届出がありました。

平成二十四年五月八日

山口県知事 二井 関成

一 名称

社団法人山口県シルバー人材センター連合会

二 変更の内容

名称を公益社団法人山口県シルバー人材センター連合会とする。

三 変更年月日

平成二十四年四月一日

(二二〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十四年五月八日

山口県知事 二井 関成

就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所	所
美祢市川東西土地改良区	理事	山本 欣亨	美祢市東厚保町川東一八五〇	
"	"	渡邊 辰昌	"	一七〇六の二
"	"	野村 修一	"	一七三〇
"	"	田代 愛子	"	一五六八
"	"	田中 豊策	"	一〇一八
"	"	岡村 隆士	"	七三六
"	監事	小田百合雄	"	一八一一の三
"	"	山本 健次	"	一八四七

(二二二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年五月八日

山口県知事 二井 閑 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市潮音町四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市大字大河内七〇〇番地の三
早田 英臣



公告
平成二十四年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

平成二十四年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。
平成二十四年五月八日
山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
- 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	三十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
警察事務	五人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉（一般）	一人程度	知事部局（主として健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等）におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉（心理）	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木業務所等）における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
土木	十二人程度	知事部局（主として総務部及び土木建築部）の各課及び出先機関（土木業務所等）における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における農林水産部の各課及び出先機関（農林事務所等）における農林水産部の各課及び出先機関（農林事務所等）に関する知識、技術の普及指導等の専門業務
農業	二人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における農林水産部の各課及び出先機関（農林事務所等）に関する知識、技術の普及指導等の専門業務

試験職種	採用予定人員	職務の概要
農業土木	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
林業	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における林業に関する知識、技術の普及指導等の専門業務及び治山事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
畜産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（農林事務所等）における畜産に関する知識、技術の普及指導等の専門業務
水産	一人程度	知事部局（主として農林水産部）の各課及び出先機関（水産事務所等）における水産に関する知識、技術の普及指導等の専門業務
機械	一人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における機械に関する設計、保守管理等の専門業務
電気	三人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関における電気に関する設計、保守管理等の専門業務
化学	一人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関の専門業務（健康福祉センター等）における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生薬学	二人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務及び食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務
衛生監視	二人程度	知事部局（主として環境生活部及び健康福祉部）の各課及び出先機関（健康福祉センター等）における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十八年四月二日から平成三年四月一日までに生まれた者又は平成三年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業業者若しくは平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成二十五年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第九十八回薬剤師国家試験（平成二十五年三月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課

試験地	
会	場

程を修めて卒業した者若しくは平成二十五年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者（機械及び電気試験職種にあつては、就労可能な留資格を有するものを除く。）
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容
筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。
- (1) 教養試験
全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
- (2) 専門試験
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。

2 日時
平成二十四年六月二十四日（日曜日）
試験室入室 午前九時三十分まで
教養試験 午前十時から午後零時三十分まで
専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

五 合格者の決定方法	<p>(一) 第一次試験 四〇点 教養試験 四〇点 専門試験 六〇点 第二次試験 六〇点 論文試験 六〇点 口述試験等 一四〇点</p> <p>(二) 第二次試験 六〇点 論文試験 六〇点 口述試験等 一四〇点</p>
---------------	---

四 配点
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容
 - (1) 論文試験
全試験職種に共通の課題により、思考力、判断力、表現力等の総合的能力について試験を行います。
 - (2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。
- 2 日時及び場所
 - (1) 論文試験及び適性検査
日時 平成二十四年七月二十一日（土曜日）
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二
山口県総合交通センター
 - (2) 口述試験
日時 平成二十四年七月二十三日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）までの間で山口県人事委員会が指定する日
場所 山口市滝町一番一号
山口県庁

山口市	山口市吉田一六七番地の一 山口大学吉田キャンパス	山口市
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館	東京都
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目一番八号 大阪経済大学B館	大阪府

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。
- (二) 最終合格者は、行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。
- 六 合格者の発表
 - (一) 第一次試験合格者
 - 平成二十四年七月五日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。
 - (二) 最終合格者
 - 平成二十四年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。
 - (三) 試験の得点等の開示
 - 試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行つので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。
- 七 合格から採用までの経路及び給与
 - (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。
 - (二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。
 - (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十八万五百万円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- 八 受験手続及び受付期間
 - (一) 受験申込書の請求
 - 平成二十四年五月八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼つた宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横

二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み
 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間
 平成二十四年五月八日(火曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十四年六月一日までの消印のあるものに限りません。

(四) インターネットを利用する方法により受験の申込み
 1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができません。
 2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
 平成二十四年五月八日(火曜日)午前九時から同月二十五日(金曜日)午後五時まで

九 その他
 その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三-四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
警察事務	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策 国際関係
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む) 社会学概論 社会心理学 一般心理学 社会調査
社会福祉(心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む) 教育心理学 産業心理学 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学
土木	数学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 土工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般

山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

- (一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

第一次試験 五〇点

教養試験 五〇点

論文試験 五〇点

第二次試験 一四〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

- (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

- (一) 第一次試験合格者

平成二十四年七月十二日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

- (二) 最終合格者

平成二十四年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

- (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

- (一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

- (二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。

- (三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒

業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十一万三千七百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求

平成二十四年五月八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税事務所にもあります。

- (二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

- (三) 受付の期間及び時間

平成二十四年五月八日(火曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十四年六月一日までの消印のあるものに限ります。

- (四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十四年五月八日(火曜日)午前九時から同月二十五日(金曜日)午後五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十四年度山口県保健師採用試験の実施

平成二十四年度山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。

平成二十四年五月八日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要
試験は、次の表のとおり行います。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	保健師	一人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

(一) 昭和五十八年四月二日から平成四年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成二十五年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第九十九回保健師国家試験(平成二十五年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法、内容等
筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。

- (1) 教養試験
公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
- (2) 専門試験

試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。

なお、出題分野は、地域看護学、疫学・保健統計(情報処理を含む)、保健福祉行政論とします。

2 日時

平成二十四年六月二十四日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七番地の一口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪市東淀川区大隅二丁目一番八号 大阪経済大学B館

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験
思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査
日時 平成二十四年七月二十一日(土曜日)

場所 山口市小郡下郷三五〇番地の二

(2) 口述試験等
日時 平成二十四年七月二十三日(月曜日)

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

口述試験

平成二十四年七月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

口述試験

平成二十四年七月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号

山口県庁

口述試験

平成二十四年七月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日

四 配点 詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の七割五分未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十四年七月五日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十四年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十五年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万三千九百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十四年五月八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局及び山口県税事務所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きしてください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十四年五月八日(火曜日)から同年六月一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十四年六月一日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十四年五月八日(火曜日)午前九時から同月二十五日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)に問い合わせてください。

平成二十四年五月八日印刷
発行

発行所
行人

山口県知事
山田 隆